

## X i サービス契約約款の一部改正

[ 改正 ]	[ 現行 ]
<p style="text-align: center;">附 則（平成 27 年 4 月 16 日経企第 94 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 24 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならない X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 （シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用）</p> <p>3 この改正規定実施の日から平成 27 年 6 月 30 日までの間において、FOMA 契約（FOMA サービス契約約款に規定するものをいい、その FOMA 契約に係る経過期間（FOMA サービス契約約款に規定するものをいいます。）が 3 ヶ月超であるものであって、その FOMA 契約において当社が定める端末設備を利用していると当社が認めるものに限ります。）の解除と同時に新たに X i 契約（基本使用料の料金種別が、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）（料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）に係るものに限ります。）を締結した者からその X i 契約の締結と同時に申出があったときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーン（第 6 項第 3 号の規定により、らくらくバック等（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 2 に規定するらくらくバック、シングルバック又はファミリーシェアバックをいいます。以下この附則において同じとします。）の適用が開始される日（以下この項において「適用開始日」といいます。）から、適用開始日を含む暦月の翌暦月から起算して 23 暦月の間の X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）の基本使用料について、1,520 円を減額して適用する取り扱いをいいます。以下この附則において同じとします。）を適用します。</p> <p>4 シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者としします。            (1) 満 60 歳に達した者であって、新たに X i 契約を締結する契約者。            (2) 満 60 歳に達した者のために新たに X i 契約を締結する契約者であって、その契約者が指定した満 60 歳に達した者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する者。</p> <p>5 X i 契約者は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出を行うときは、前項第 1 号に基づき行う場合はその契約者について、前項第 2 号に基づき行う場合はその契約者が指定した満 60 歳に達した者について、第 74 条の 2 に規定する利用者登録を行っていただきます。</p> <p>6 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出があったときは、その申出を行った X i 契約者に係る X i が、その X i 契約の締結と同時に、次の(1)、(2)及び(3)に定める条件を満たしていることを当社が確認した場合に限り、その申出を承諾します。            (1) 当社と定期契約を締結している X i 契約に係るものであること又は料金表第 1 表第 1 の 1 の(2)に規定する身体障がい者等割引の適用を受けていること。            (2) X i サービス取扱所において当社が定める端末設備を X i 契約者又はその関係者が購入すること。            (3) らくらくバック等を選択すること又は共有対象回線（料金表第 1 表第 3（通信料）の 1（適用）の(8)の 3 に規定するものをいいます。以下この附則において同じとします。）であること。</p> <p>7 当社は、前項の規定にかかわらず、第 5 項の規定により登録した満 60 歳に達した者（以下この附則において「利用者」といいます。）が、現にシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けている他の X i 契約に係る利用者として登録されているときは、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用に係る申出を承諾しません。</p> <p>9 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けている X i について、その X i 契約者から、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を廃止します。            (1) 基本使用料の料金種別が X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）以外となったとき。            (2) 第 5 項の規定により登録した利用者を変更又は削除したとき。            (3) らくらくバック等の廃止があったとき。            (4) その X i が共有対象回線である場合であって、そのデータ定額共有の廃止があったとき（そのデータ定額共有の廃止と同時にらくらくバック等を選択する場合は除きます。）。            (5) 身体障がい者等割引の廃止があったとき。            (6) X i の電話番号保管があったとき。            (7) 名義変更（新たにその契約者になろうとする者と名義変更前の契約者との関係が親子その他当社が別に定める基準に適合する場合は除きます。）があったとき。            (8) 契約の解除（当社が別に定めるものを除きます。）があったとき。</p> <p>10 当社は、シニアはじめてスマホ割キャンペーンを廃止したときは、その廃止日を含む暦月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。            ただし、料金表第 1 表第 1（基本使用料）の 1（適用）の(1)のク、ケ又はコの規定により、その廃止日を含む暦月において、X i カケホーダイプラン（スマホノタブ）以外の基本使用料の料金種別が適用される場合は、その廃止日を含む暦月の前暦月までの基本使用料についてシニア</p>	

アはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

11 前項の規定によるほか、定期契約の解除と同時に一般契約（基本使用料の料金種別がX i データプラン（ルーター）であるものを除きます。）を締結する場合であって、そのX i が身体障がい者等割引の適用を受けないときは、その契約の解除があった日を含む暦月の前歴月までの基本使用料についてシニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用対象とします。

12 シニアはじめてスマホ割キャンペーンの適用を受けているときは、その適用を受けている暦月の基本使用料について、U25 応援割（料金表第1表第1（基本使用料）の1（適用）の(4)の2に規定するものをいいます。）、U25 応援特割キャンペーン（経企第1586号（平成27年1月27日）の附則第3項に規定するものをいいます。）、U25 応援特割キャンペーン（家族）（経企第1586号（平成27年1月27日）の附則第8項に規定するものをいいます。）、光スマホ割キャンペーン（経企第1665号（平成27年2月12日）の附則第3項に規定するものをいいます。）及び光スマホ割 f o r ビジネスキャンペーン（経企第1665号（平成27年2月12日）の附則第10項に規定するものをいいます。）に規定する減額を適用しません。